


28

寛永諸家譜

清和源氏丁九冊之内
頼光流

内閣文庫			
番號	和	20199	
冊數	186	(28)	
函號	76	1	





土波

寛永諸家系圖傳

清和源氏

丁五

賴光流

土波

● 賴光

正四位

左馬頭

鎮守府將軍



頼圓らうゑん

正四位上しやうゐたうじやう

右馬権頭みぎうまごんず

頼綱らうづな

正四位上しやうゐたうじやう

参河守さんかごし

仲政なかつまさ

頼政らうまさ

圓房ゑんぼう

光圓みつゑん

従五位下じゆゐたうげ

出羽守でしゆし

光信みつのぶ

従五位下じゆゐたうげ

右羽守みぎうし

光基

従五位下

伊賀守

光漸

従五位下

每法号神人古波と号す

光行

判官

光定

隠波守

法名定光

孝源寺と号す

頼貞

伯耆守

法名存孝

定林寺と号す

曆應二年二月廿二日死す

頼宗

伊豫六郎

法名后考

瑞岩寺と号す

頼世

刑部少輔

美濃守

法名其系

應永四年八月十日卒と
傳統と号す

頼益

左京右衛門

并侍

法名常保

應永十一年四月十日卒と
興善院と号す

持益

左京右衛門

美濃守

法名常祐

文明六年九月七日卒と
兼圓寺と号す

成頼

石原文二郎 兼徳守 法宗安
明應六年四月辛巳 瑞竜寺と号

政房

大京大吏二郎 兼徳守 法宗安
兼隆寺と号

頼範

大京大吏 兼徳守
兼代兼徳回と頼範といふに頼範は
いふに家老の兼友山城守が兼徳守
兼徳と通電し甲別は行て武回信を
てしとてぬ
天正十年辛巳 法名宗陽道号竜岳

頼次

二郎 十四并法 見松と号す

父頼朝とちりて法明とて和州

門の御いりて松平源正より書

しほくまはら

大権現と稱しなす

大権現よりけり 彰政 禁中あり

にまふらんの獅子王の御と見松

ゆへちり 見松が父は彰政と同流なり

ゆへちり

孝長十九年十一月十日 城列伏見よ

おわく卒を七十歳 法名おと

南陽院と号す

頼元

越前守 生玉同あ

法列没落已後甲列におとし

武田信玄掛札一紙をそとせり

一信玄圓の原陣以後

大修理一しつるをよそし

享長十二年十月十九日死は不道者

持益

市正 従五位下 七國和泉

大坂 安慶の西陣

大修理一しつるをよそし

寛永十七年四月廿八日卒と云ふ大徳

頼長

之水 七國後河

頼勝

石馬助 従五位下 七國大和

大修理一しつるをよそし

大坂 安慶の西陣

名酒院殿

將軍家ノ御用者ニシテ

賴高

九左衛門

賴泰

繼教助

寛永二年忠長卿ノ御用者

同十三日

將軍家ノ御用者ニシテ

同十二年末地ノ御用者

女子

賴義

内通

頼成らうせい

大学だいがく

頼長らうちやう

藏人くらうじん

家紋けもん
水色みづいろ
格かた
硬かた

去波 こき

● 頼光 もちみつ

孫傳守 つひら

鎮守府將軍 ちんしゆふしんぐん

正四位下 しやうじゐりげ

頼國 もちくに

尾馬權次 おまごんじ

春家大進 はるやたいしん

正四位下 しやうじゐりげ

國房 くわふ

法部丞 ほふのせう 正五位下 侍臣土佐佐治の
守後 しご

光國 みつくに

出羽守 でいづのし 左馬尉 さばのせう 後五位下

光信 みつのぶ

右将守 でいしゆ 左馬尉 後五位下

土佐國の配流せられ後、勅免と
ありて、（中略）土佐判官と号し
保元元年十月一日、崇徳院上皇と後白
河院御位とありて、（中略）時、光信百
騎と引わく禁中より、（中略）此賞と
して、（中略）後、（中略）此位と
ありて、（中略）稱号とあり

光基

尾橋尉 後五位下 伊豆守
平治元年 兵亂の時源義朝より命を

光衡

美濃守 尾橋尉 後五位下
光衡より定改よりして源朝より

或いは光衡よりして大波と稱す

光行

尾橋尉 後五位下 右将守
大波列官 源朝列官

光定

尾波守 後五位下 尾波五郎と号す

頼貞

孫次郎 伯耆守 後五位下

母平貞時のしと

光定の五男となりしといふは土波の忠頼の孫

と頼貞の利俊となりしといふは存孝となりしと

建武暦應の同為氏の軍に属して

軍切り孫になりしといふは政誓

とありしといふはと

暦應二年の卒しといふは子十三人あり

頼重

源波孫の次郎 右の将監 後五位下

光定の五男 弘本となりしと

頼春

左の将監

後醍醐天皇 同東と七となりしといふは時

三の之やよ。給言とけり。高りて其
密條と書し。ふかその書中らる。又其
夜利行よ。つげく。頼春と回忠の共と
して。一命とまらふ。よき。心。是より。天
皇の。らり。と。ゆ。ら。る。る。太。平。記。の
頼負とあり

頼遠

彈正少弐

考成よ。と。い。て。教。度。我。切。り

周倭

出家

頼兼

出波十郎

元亨年中。後醍醐天皇。よ。と。い。ひ。て
ま。つ。ら。く。も。密。條。よ。わ。り。と。り。も。法。中。也

頼基

りる頼春がつら忠家殿と仰ふらして
彼所より山本九郎時保とつりて是と
てららるるを多治見二郎國長曰可
こららる可よえ述べし九月十九日
且太子紀より頼貞とわり

九郎 早世 頼貞八男

古波の明智が家頼基とつりて紀と

光賢

太郎二郎 法名光快

實の頼子の子ら頼貞のゆづら
けく来地と仰ど

曆延二(一)二月十八日
氏書とて後
りる地とわらふ

頼忠

大進頼忠 従五位下

伯耆守頼貞（頼重の弟）が甥（頼重の孫）のわ

親（頼重の父）貞信（頼重の祖父）の同義（同義）給（給）よ（よ）と（と）して軍切

わり義治（頼重の父）半（半）と（と）はる（はる）と領地（領地）と（と）はる（はる）

之後領地（領地）と（と）是（是）九郎頼重（頼重）よ（よ）と（と）はる（はる）

頼重（頼重）

久九郎 氏部（氏部）が補 長五位下

志波の明智（明智）の里（里）よ（よ）はる（はる）と（と）明智（明智）と号

と親（親）貞（貞）之（之）と（と）是（是）氏部（氏部）と不和（不和）の時頼重

軍切（軍切）ありし（ありし）と（と）是（是）氏部（氏部）の書（書）と（と）はる（はる）

ふとれ（ふとれ）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）の國（國）よ（よ）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）の守中國（守中國）の書（書）

の（の）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）

と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）と（と）はる（はる）

そとをさるるもれりしに
くひりぬなるんしれくは
まよふまつあつて来結念
至義とらうらうらうら
くはくはくはくはくは
と入くく

正月廿日 判

あけらひに九郎殿

いさのみまごと言は殿

同日八月十日義詮自筆の書となす
此のるまんと思ふやうに國中申の刑
か捕とらんううと忠とてはれり
毎年うけこの事決入のあれし

八月十二日 判

土波あけら殿

義詮九郎よぬまじりて文よいそ

下土波九郎

可令早領之尾張國海東尾迫郡

右為勲印ノ賞所宛行也者守先例可
致沙汰ノ状如件

親監ニシテ二月七日判

同年乙氏執事高所丞所奉兄弟と誅
一又水惠源と今我の時光賢頼忠頼重
号ニシテ乙氏ノ族ニシテおのゝ我切あ
ゆへ忠貴とシテまふ 是名海宗

頼高

下野守 従五位下 別後一七津岐と号を

兄頼重が頼とついで又頼重が子頼為と

延文元年十一月廿一日貞治二年正月廿
日丙午八月丙午義隆よりまゝり彼文

ありそ一まゝり
尾張國海東庄除天龍寺管領地 安濃國妻木郷
内笠原庄分曾木村細野同國多磨
内春本下武苑國大井下不入後村地

頭藏事仁兄民部卿の御札守文和四年十一
月方儀状領掌不可有御返上如件

貞治五年八月三日 判

土岐下御入道殿

永徳三年七月廿五日將軍義満書とにまふ

頼助

義徳守 授五位下

兄頼高が遺跡とつゞく又頼篤しゆ

明徳二年山名一族しんの時頼助兄頼
高の遺跡とつゞく又頼篤しゆ
曰く義満よりつゞく我切あり是
よりつゞく義永六の十一月廿日義満より
書とつゞく領地とりよ

頼篤

氏五丸 十郎

明徳元年十二月十日義満より安堵の

書とらぬり家

康永年中法別退法の事あり古坂大膳
ら多康新井清田伊豫守兼貞と古坂朝
守兼雄の二男橋本文内少輔亮忠と堤分
らりといへども兼貞と兼忠とこそ是れ亮忠と
らりばいと兼忠が亮とこそんとすらよとわ
る名鑑云と是より合戦較るよ及く
うとやまふり上とあり一礼とこのむゆへ
ふおつわりの事と別とまらざるに於て

兼爲等主統黨の不義よりみきて還
て忠告と存じ

康永十年後小松院の院宣とすまふ

國爲

刑部少輔 従五位下

頼秋

長春丸 式部少輔 従五位下

應永二十五年六月廿五日將軍義持書と稱る

頼秀

十郎

嘉吉元年赤松満祐義教と弒て少け
て播磨よりしに頼秀等討め大将
となりて赤松と蟹坂にて戦

頼弘

大京史 従五位下 後 名

成頼と稱る心 直仁文明のる山名細川合戦の時頼弘

と申し人の心ある事と察して法別
りしり領地とす

明應四年二月廿八日將軍義隆書とす
まのり

頼定

兵部少輔 従五位下

頼尚

上総介 従五位下

文永二年四月十二日病歿
家督と二男九郎頼明等
べきの状あり

頼典

兵部少輔 従五位下

父了つる事不孝らるゆへ
ほぐらるるに

頼明

九郎

上総介

家督とほぐ

定明

童名ハ花菊 元九郎 名ア痛

流シ佐下 養正人様グじと死と書

天文十一年徳川礼の時一族と仰しく

討死と書御教書もびよ家譜に

入之と他國よりゆき辛苦する

事教十年の後定政を和と仰て別

歩くくらひゆき家譜と定政より

定政と仰て

定政

童名ハ花菊 菅沼友純 山城守

後鈞命よりして古波と稱す

天文十一年徳川礼の時定政よりして古波

の一族他國へ義礼の時定政よりして古波

家臣と懐く三州より進出する

家臣と懐く三州より進出する

男菱沼常澄ひさのり今いまととおおくく勢せい也えととひひ
ううちちららままよよととひひととああららままのの勢せい也えととひひ
ししくくららままのの勢せい也えととひひ

永祿七年十月ひい歳さい一いつ月げつ常とこ澄しず介すけつつくく
東照大権現と仰おほししててままりり菅沼氏と
稱なづししてて友とも龍りゆうとと号ごうししてて一いつ稱なづししてて山やま前まへと
をを信しんとと忠ちゆう懐わい他たよよととりり

同八年

大権現寺おほのの城しろととせせららししてて時とき定じやう改かい物もの

我わが湯ゆよよゆゆりり

大権現御おほのの御ごとと經きやうとと宣のたま改かいししてて是こゝ也なり

貞まこと高たかの中なか暇ひま持もちととままりりてて六む人にんよよ先まづ急いそぎぎ
下した首くび級かゝととええららししてて三さん州しゆう大おほ権ごんのの
地ちとと取とりりとと

月十二日いづにに川がは氏うぢ真まこと堂どう別わか勢せい川がはのの城しろとと
稱なづししてて

大権現おほのの御ごととせせららししてて三月さん廿にじゅう七日にち天あま之の山やま
今いま我わがのの時とき定じやう改かい首くび級かゝととせせららししてて後のち

氏志城とてく小田原より定る遠別志

ふいふ

文龜元年の堺川合戦の時

大権現五子の兵と川わく物倉が二百餘騎

と大に戦ふ二時をり定改教陣に馳入

て獲とりし首級とけり

日三子の冬武田信玄を別へり

袋井より

大権現天龍川の隅に於て

忠勇に足腰三十餘りけりて見付

の者よとて教是と見く兵と教

しとて道をなふ大権兵と地さめく人

時火と見付口とて放く換わひ一言攻

り惣か敵兵とてさうりて是と進軍急

り大権攻の上めく馬と人を定改か

らびとて清き事死号銃とあり皆勇

もんで大権とてか敵あ方ら

くまみく是とて大権号敵あてり

とまゝ一里の同つわゝ軍と令
して之は

同年十二月廿二日を別三方原合戦の
時定改付なると敵軍捕の定改後
陣よりありてると一あまき戦て敵
をつさうとす一兩之度

入狩現御覽しては汝等軍と強敵
しよふ何ぞきりぞうごうやと仰あり
く是より定改す入りては敵陣

小入く相つゝ敵時定改が傍原
く敵陣は入く馬とくうまありと
ううて定改がうりるよれんとひれ
ども定改ゆり守枝のいひるは
我とすけとんが勇士とわを定改ゆ
あしてれと馬の之頭よのそと味
陣よりけ入

大狩現大よりのあまきしむ枝よとら
うんとしむ枝よとら馬とら

定改よりついでに今我と云ふ
えんごの海を定改と申す珠と
まづいふ

大権現力と云ふ留たすは是と云ふ家
是より定改武名と云ふ可は二十
二歳

くめ定改

大権現の由縁よりして腰中へ我男共甲
州より来る事と云ふ

大権現と云ふまゝにして望日定改は佐
けりい女夢中は男と申す切なり
相と申すゆり甲州へ来るついでに
今定改是と云ふは前と云ふ事
手取と云ふ事いけり多寐の事
かゝる事いふ我の意と云ふ事
はるべしと云ふ自教と云ふ事
ぞんと云ふ賜揚よと云ふ事
是と云ふ事

大將隈よかけきいしを削り定政と前
りて身中のいし皆いけりりり完
前よれしきひしあし湯さあきさ
る海らしと申んよしとあきさ
て前の一と勃はと一一定政君命の
かけけりまきとあしとあきさ
明友よとあしけりし今日の死との
事一の君命とゆりんとせむり他日
と一戦場とのまむ一表と討死すり

あしとあし人よとあしとあしとあし
しとあしとの後戦切あきまきとあしとあし
れとあしとあしとあしとあしとあし
大將隈と又是と感しとあしとあしとあし

天正二年久保七島左衛門と案内者
て遠州大井の城とせし城と天野
宮内守防戦して打とあしとあしとあし
の兵よとあしとあしとあしとあしとあし

あつて小山の陣より引く一々
時軍の各城中の士卒と追入と數十
人といふは河内武田の各挑灯の現地
とくく各川とくく味方の陣と
うかよとのあり榊九郎味方の挑
灯の現地と見えやまわしてそ中
へ入ると討死と定ぬれとそ急
よのあつて九郎とくく引く
二人とやく甲首とくく又款の将

新伊奈小集人麻とくく士卒と下
居り定改又しけとくく小集人と二刀
さ家小集人馬よりおらんとと御後
殺十人といふとくく引退く定改
とくく款といふとくく引退く
はくすといふとくく是と井呂の退く
勝れ小山の城とくく士卒甲羽とくく
同くを別野谷とおのく末地の加信
とたす

同四年

大於現を列へを發の時定改休年と
同六年小條氏黃瀬川よか張すらう
ときく後頼小條と我らんうけ
や小條軍とかす

大於現を一つはよく後列を同は所
發向のく免府中とかす小勝頼
大於現と我らんうけ守士門とす
大於現と我らんうけ守士門とす
大於現と我らんうけ守士門とす

城は是とくきんうけ石川伯耆
教正とくきんうけ石川伯耆
免後訪来の城は内々得るまよこの時
定改と同一くきんうけ石川伯耆
月九日後列よを發かりうけ持舟の
兵と遠月の城は石川教正とく
ことをいふ城兵と大に戦て北条小
年人同く置物等の部お六人
十勝うらとくきんうけ定改とわら

款とらんねん後列長沼のつとて

日十

大権現甲州入りし武田滅亡の後小條

氏と又甲州は上張りて對陣救日つお

は和睦と今年の冬定政が先鋒の家地

とわらふはく甲州切ふく一石の

地とたまた

日十二日香吉備田信雄とらん

瓦州へ發向と信雄とらん

大権現下りし三月

大権現瓦州は所お馬わりて小牧山陣

とらん香吉の樂田小口よるし

し對陣あり定政款ありて故とらん

からんあめ郎後井と九お馬とらん

井と院の草とらん先とらん華

毛のさしおらんあめ郎のさめあらん

あく權の草摺とらんてり中とらん

とらんれいさしとらんあめ郎とらん

井上十かららととくはとくはと

大於現へ款とけいし大は威り井上

又款一人と捕て事定改れとれ

と頸は廻文とけいし定改の廻文を

大於現へ款といし威りすから

も因とけいし廻文とやめなふ是

よりけいし款のけいしとけいし

ら定改が切と大なりとけいし後又

井上と小笠原内統帥とよとのと考を

の陣つりて款の陣とうやいじ二

人のもの款凍とんささりて攻め時又款

一人と捕とけいしけいしとけいし度りわ

四月九日

大於現地回勝入森武茂と長久よりて

合戦の時地回が先陣とれささりて

と細く御中陣へかかん守定改を

さへんが先部長一人は陣としを
山尾はあしき通し甲州人城さる

よりて浩くいづく我池田の事をも
くんとしむるを池田の事をも
未ら定改の事とすきうりてそ首と
より定改の郎長とすき一人とすき
成頼年人正正成と又首級とすき
ふこりよ軍事をこり定改の氣に
の池田の事と定改して先陣とい
へる郎長といひりてきく一人とす
ていよく我といげす池田の事とす

池田の事とすき
よりて浩くいづく我池田の事をも
くんとしむるを池田の事をも
未ら定改の事とすきうりてそ首と
より定改の郎長とすき一人とすき
成頼年人正正成と又首級とすき
ふこりよ軍事をこり定改の氣に
の池田の事と定改して先陣とい
へる郎長といひりてきく一人とす
ていよく我といげす池田の事とす

うきき今日のまわりと毎度戦場
よのきみくも切なるすそよるは
はして士卒と下をきしじよ可らん
とのまよふ日とくは夕陽と及と
大校現小幡の陣に入せよまよふ秀右龍泉
守よ来くいとぞ我らんことを
大校現ゆえとつりて款陣の新とらぬ
つりてまよふま者らつり来て款今ま
小とらひまきとんと下らりてつりぬ

大校規定改とりて後者つりぬ
かぬらつりすはゆきと是と案せしは
つりては定改一務款陣へく能換よ
地めつりてつりぬとつりぬ
まつりてつりぬの款皆甲と版で去程と
つりぬとつりぬ今もつりぬとつりぬ
つりぬとつりぬつりぬとつりぬ
つりぬとつりぬつりぬとつりぬ
つりぬとつりぬつりぬとつりぬ
つりぬとつりぬつりぬとつりぬ
つりぬとつりぬつりぬとつりぬ

と申されはあつた人のいづく山陣と小牧へ
「此道すまじく歌よ今日の敗軍」とい
て戦ふるもど利とくまんといふ

大権現つ丹は定政がやとじひは月一
すいく移入小牧山うつせま果
て曉天よ及ぐ秀吉の先陣小牧の城
とつこんとせりんこけいこも合者一人
とこ道すまじくといふさあや
秀吉よはぐ秀吉大は歌よとて我

大権現の智謀よ志すこころ

大権現定政が功と賞して業回七九うら

力三十六騎といふりるも子孫号今よ

これあり

同十四年

大権現秀吉と和略九月

大権現河上洛

台漣院敏頼河知可のゆき定政よ修て

淡路の城と修て

天正十八年春吉田川小條と征伐の時
大権現御を殺り定改甲州穴山氏の家
人とりて小田原の城とて心没落
の後御物とて取りて下信小田原
の城と改めし
九月切石とありて下信お馬助の
うらまへ一石と領と
月十九日奥州九部野紀と
大権現忌に於て山津とてしるす定改

同國一の迫の城とて取りて九部野
家の後

大権現御御津定改城とてしるす
文深二子御命とて取りて氏とてし
て古波山城守と号し
孝長二子定改年四十七歳とて死とお
し定改

大権現の西側とてしるす御を殺し
信守とてしるす款とてしるす

頼朝

友亮

早世

定義

山城守 後五位下

母ハ鳥居元忠もとむねトシテ

父定政兄頼朝よりともトシテ死しス

定義家譜たぎトツクニ舊儀ふるぎ一ひとトシテ

大権現の命おほごんげのみことトシテ

台徳院教たいとくゐんのしやくトシテ後五位下ごごいかげ

叙ぎ一山城守やましろのしやくトシテ

孝長たかながトシテ京師きやうし征伐せいばつノしル

大権現奥州おほごんげのおくしゆ一御教ごしやく向七月

台徳院教たいとくゐんのしやくトシテ後五位下ごごいかげ

と何なにト石田いしだ成なりじつ人のひとつつげげありありされされる

八月

台徳院教たいとくゐんのしやくトシテ後五位下ごごいかげ

を教團原よりくくく落依り大坂より

同年十一月

名徳院敵御奈内大納言に任せし御厚

特定義侍

同七年依竹義宣が齋原常列水戸

あつたはくく公羽の秋回よりくく松平

同防寺同五反屋つちびり定義常水戸

の城と依り河依竹が齋原車母波と

いぬめの出流とす移さわりくく礼と地

えんとと事とくくあつたはくく定義

号の三将郎流とつりて出流の左

とくくくく母波下敷十人と生

捕りくく先と謀りて御原よさうす

同十四年八月十二日伏見の城敷とつと

り御原八月十二日とくくくくく

同十七日大御書の頭とちり

同十九日大坂礼の時十月

名徳院殿御を教の特定義伏

元和の乱の時

名徳院殿の命より一戸河城の御

とつとむ

同年八月三日より同月八月十二日迄

伏見の城より在敷

之後徳洲相馬郡とわく免所加増

わりて播洲高槻の城より二万石と

領し何よ花房五郎に奉り登瀛内長

野内藏重多尾久八号の命して
云候と云く高槻の城と云く此の薬にて
是より居と
同元承正月死と年四十

女子

母の上より 牧野内通頭信成の書

牧野佐渡守親成同八人吏尹成号の母

女子

母ハ同ノ多飛孫守成定ノ妻
ト云々
母ハ同ノ多飛孫守成定ノ妻
ト云々
母ハ同ノ多飛孫守成定ノ妻
ト云々

頼行

山城守 従五位下 総州相馬ノ下

母ハ頼房同情守頼水ノ子ト云

元和三年九月十歳ノ時ニ没ス

名 徳院殿

將軍家ト稱スルノ事

元和二年二月定義死シテ後高柳ト改

テニシテ下總守相馬郡ト一ヨスル

祖父定改ガ舊領ノ事

寛永元年二月ノ事ト云

志守ノ城ヲ在ル

同ノ十月廿八日従五位下ノ叙

山城守

同五年二月ノ事

台徳院殿の御前へ候と修しつゝ汝が
祖又太切とつゝ申す年ひききおし
羽川上山の城より二万五千石と下さら
内一万石を名の新懸り
日十一日お月より九月まで甲府の城
番とつゝし
同十二日十月翌年正月新懸の儀使
遣還の時伴重三治よりとをとりて
し

同十六日八月十日より翌年八月十日まで
大坂の城に在番
此外御殿の公役より上守
御造等の役とつゝし

利貞

龍川長門守 送み位下 生國日お
元和二年九月九日

台徳院殿

將軍家と母 乙未年三月 後台命
しつ川を波守正利より 乙未
てし家精と母のゆへに 乙未
同七月十二月 乙未 後位下子叙
長守の仁と

賴豊

内記

乙酉日分

母の賴行の月

寛永乙酉三月朔

台酒院殿

將軍家と母 乙未年三月 乙未

十廿日 乙未年三月

賴張

十廿日

乙未年三月

母の叙

寛永十二年八月初

將軍家と母 乙未年三月 乙未

乙未年三月

頼久

信濃 市左衛門 正吉 母方

寛永五年三月十三日

右 徳院殿

將軍家と御一々

同八月五日

家紋 水色 桔梗

家傳より 右紋の家紋 白多也

その後 ありきをりらるし 右紋の氏

旗杯の比 形原 合戦の時 桔梗

の旗を けりて 甲より 旗利とらる

少子孫 右例より 桔梗の花と

水多れ 中よき 定紋とす

